【海老名市】

セーフティネット保証５号（イ）の認定申請について

信用保証協会の「セーフティネット保証」付きで事業資金の借入を希望される場合、市の「認定」を受ける必要があります。

注意点

１　認定申請先の市町村は、「法人」の場合は登記上の住所地又は事業実体のある事業所の所在地、「個人事業主」の場合は事業実体のある事業所の所在地の市町村です。

２　認定書は、信用保証協会の審査において必要なものであり、認定によってそのまま融資が実行されるものではありません。

３　自社の事業がどの業種に該当するか予めご確認ください。

※「業種」とは、日本標準産業分類による「細分類業種」をいいます。

※「主たる事業」とは、原則として最近１年間の売上高等の最も大きい事業が属する業種をいいます。

【セーフティネット保証５号（イ）】

認定要件

■（イ）ー①に該当する方

（１つの指定業種を営まれている方、または複数の業種を兼業されている方で、行っている事業が全て指定業種に属する方）

・企業全体の最近３か月間の売上高等が前年同期の売上高等と比較して５%以上減少していること。

■（イ）ー②に該当する方

（複数の業種を兼業されている方で、主たる事業が指定業種である方）

以下の要件のいずれも満たすこと。

・主たる業種の最近３か月間の売上高等が前年同期と比較して５%以上減少していること。

・企業全体の最近３か月間の売上高等が前年同期と比較して５%以上減少していること。

■（イ）ー③に該当する方

（１つ以上の指定業種に属する事業を営んでいる方）

以下の要件のいずれも満たすこと

・指定業種の最近３か月間の売上高等が前年同期と比較して減少等していること。

・企業全体の最近３か月間の前年同期の売上高等に対する、指定業種の売上高等の減少額等の割合が５%以上であること。

・企業全体の最近３か月間の売上高等が前年同期と比較して５%以上減少していること。

（２ページに続く）

認定要件の弾力的な運用

新型コロナウイルス感染症の影響が時々刻々と変化している状況に鑑み、次のとおり認定要件を弾力的に運用します。

■（イ）ー④に該当する方

（１つの指定業種のみを営まれている方、または複数の業種を兼業されている方で、行っている事業が全て指定業種に属する方）

以下の要件のいずれも満たすこと

・新型コロナウイルス感染症の影響に起因して売上高等が減少していること。

・企業全体の最近１か月間の売上高等が前年同月の売上高等と比較して５%以上減少していること。

・その後２か月間を含む３か月間の企業全体の売上高等が前年同期の売上高等と比較して５%以上減少することが見込まれること。

■（イ）ー⑤に該当する方

（複数の業種を兼業されている方で、主たる事業が指定業種である方）

以下の要件のいずれも満たすこと。

・新型コロナウイルス感染症の影響に起因して売上高等が減少していること。

・主たる業種の最近１か月間の売上高等が前年同月と比較して５%以上減少していること。

・企業全体の最近１か月間の売上高等が前年同月と比較して５%以上減少していること。

・その後２か月間を含む３か月間の主たる業種の売上高等が前年同期と比較して５%以上減少することが見込まれること。

・その後２か月間を含む３か月間の企業全体の売上高等が前年同期と比較して５%以上減少することが見込まれること。

■（イ）ー⑥に該当する方

（指定業種に属する事業を１事業以上営んでいる方）

以下の要件のいずれも満たすこと

・新型コロナウイルス感染症の影響に起因して売上高等が減少していること。

・指定業種の最近１か月間の売上高等が前年同月と比較して減少していること。

・企業全体の最近１か月間の前年同月の売上高等に対する、指定業種の売上高等の減少額等の割合が５%以上であること。

・企業全体の最近１か月間の売上高等が前年同月と比較して５%以上減少していること。

・その後２か月間を含む３か月間の指定業種の売上高等が前年同期と比較して減少等することが見込まれること。

・その後２か月間を含む３か月間の企業全体の前年同期の売上高等に対する、指定業種の売上高等の減少額等の割合が５%以上であることが見込まれること。

・その後２か月間を含む３か月間の企業全体の売上高等が前年同期と比較して５%以上減少することが見込まれること。

（3ページに続く）

認定要件の緩和

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、経営の安定に支障を生じている次の事業者の方は、認定要件が緩和されます。

■（イ）ー⑦に該当する方

（１つの指定業種のみを営まれている方、または複数の業種を兼業されている方で、行っている事業が全て指定業種に属する方）

以下の要件を満たすこと。

・業歴３ヶ月以上１年１ヶ月未満の事業者、又は前年以降、事業拡大等により前年比較が適当でない特段の事情がある事業者であること。

・企業全体の最近１か月間の売上高等が、最近１か月間を含む最近３か月間の平均売上高等と比較して５%以上減少していること。

■（イ）ー⑧に該当する方

（１つの指定業種のみを営まれている方、または複数の業種を兼業されている方で、行っている事業が全て指定業種に属する方）

以下の要件を満たすこと。

・前年以降、事業拡大等により前年比較が適当でない特段の事情がある事業者であること。

・企業全体の最近１か月間の売上高等が、令和元年 12 月の売上高等と比較して５%以上減少していること。

・その後２か月間を含む３か月間の企業全体の売上高等が令和元年 12 月の売上高等の３倍と比較して５%以上減少することが見込まれること。

■（イ）ー⑨に該当する方

（１つの指定業種のみを営まれている方、または複数の業種を兼業されている方で、行っている事業が全て指定業種に属する方）

以下の要件を満たすこと。

・前年以降、事業拡大等により前年比較が適当でない特段の事情がある事業者であること。

・企業全体の最近１か月間の売上高等が、令和元年 10 月から 12 月の平均売上高等と比較して、５%以上減少していること。

・その後２か月間を含む３か月間の売上高等が令和元年 10 月から 12 月の売上高等と比較して５%以上減少することが見込まれること。

手続きに必要な書類

すべて共通

・認定申請書　２部（市所定の書式）

・売上高等明細表（市所定の書式）

・月別の売上高等がわかる資料（任意書式）（例：売上台帳、試算表など）

※複数の業種を兼業されている場合は、本件申請に用いる指定業種の売上高等がわかる資料も必要です。

・法人の場合…履歴事項全部証明書の写し（発行日から３か月以内のもの）

・個人事業主の場合…直近の確定申告書の写し及び事業開始年月日を確認できる書類（例：開業届など）

（４ページに続く）
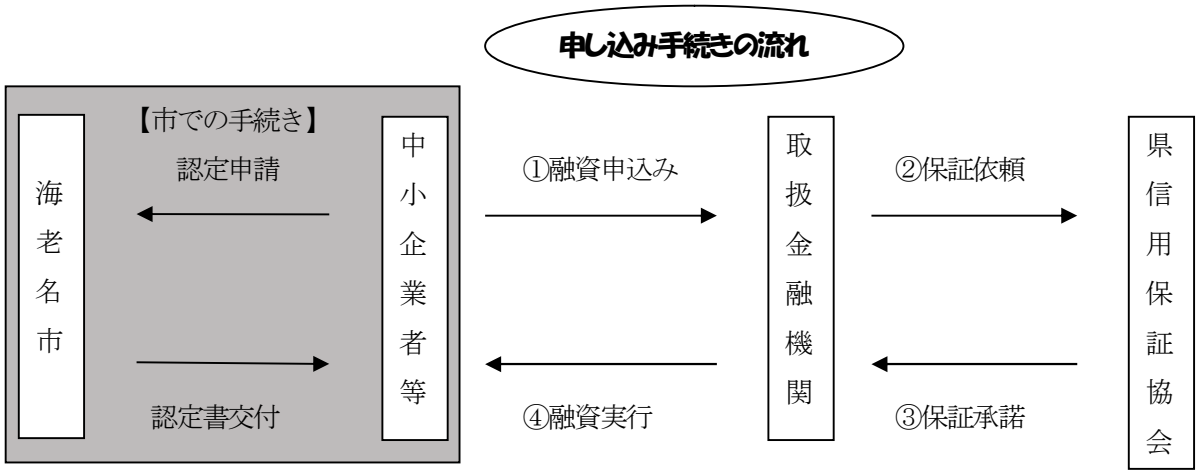
認定は、申請書を提出してから２・３日かかります。